

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本西青色申告会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、個人事業者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を含めた事業を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立並びに事業経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 帳簿の記帳指導及び相談・助言
- 二 税務知識の普及推進並びに税にかかる申告手続の指導及び相談・助言
- 三 相談所の設置による記帳及び税にかかる申告の指導・相談・助言
- 四 講習会、講演会、研究会等の開催
- 五 刊行物の頒布
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は熊本県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 一 正 会 員 本会の事業に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の事業を賛助するため入会した者

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の手続により、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともにこの定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(会 費)

第8条 正会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定めるところにより、会費を納入する義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれか一に該当する場合は、総会の決議により除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは資格を喪失する。

- 一 会員が死亡又は事業を閉鎖したとき
- 二 第8条の支払義務を三年以上履行しなかったとき
- 三 総正会員が同意したとき

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は次の事項を決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 九 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 十 その他会長が必要として認めた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、法人法上の定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に定時総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

三 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第 41 条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下、「総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 会長は、総会の日の 2 週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

5 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

一 総会参考書類

二 議決権行使書

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(書面による議決権の行使)

第 18 条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第 15 条第 5 項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなし、また、当該議決権の数を第 17 条の議決権の数に参入する。

(決 議)

第 19 条 総会は総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席があつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定款を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。
- 一 総会の開催日時及び場所
 - 二 正会員の現在数
 - 三 総会に出席した正会員の数
 - 四 決議事項
 - 五 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 本会に次の役員を置く。
- 一 理事 15名以上25名以内
 - うち 会長 1名
 - 副会長 4名以内
 - 専務理事 1名(ただし、必要と認めるとき置く。)
 - 二 監事 2名
- 2 前項第1号の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって原則として正会員の中から選任する。
- ただし、会長の推薦があるときは、正会員以外のもの(法人又は他の団体である場合はその代表者又は役員)から総会において、これを選任することができる。
- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議により理事の中から選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を担当する。

3 会長及び副会長・専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任)

第28条 役員はその任務を怠ったときは、本会に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第6章 顧問、相談役及び委員等

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会員の諮問に応じる。

(委員会)

第30条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、その任期は、2年とする。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行なう。

一 本会の業務運営の年間計画等を策定し理事会に提出すること。

二 本会の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

三 本会の事業に従事する者からの法令違反等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。

四 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(部会)

第31条 第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会長が委嘱し、任期は2年とする。

(規則の制定)

第32条 委員会、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 理 事 会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

一 本会の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

四 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(付議事項)

第 38 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 総会において理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に対して会長が必要と認めた事項

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第 40 条 別表の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、本会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務局に当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書(正味財産増減計算書)

五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

六 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を事務局に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、収支予算書に明記し、理事会の承認を経なければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会が任免し、その他の職員は会長が任命する。

3 職員は、原則として有給とする。

(帳簿及び書類等の備付け)

第47条 事務局には、第43条に定める書類のほか、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

一 定款

二 会員名簿

三 会員の異動に関する書類

四 理事、監事、相談役及び職員の名簿

五 許認可等及び登記に関する書類

六 総会及び理事会の議事録

七 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

八 資産、及び正味財産の状況を示す書類

九 その他必要な帳簿及び書類等

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 52 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長(代表理事)は白坂 章とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本西青色申告会の定款は附則第 3 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

別表 基本財産(第 40 条関係)

財産種別	場所・物量等
運営資金 積立金	肥後銀行 紺屋町支店 500 万円